

6月10日から受付開始(6月10日購入分から対象)

省エネ家電買換促進事業補助金

市内協力店舗で購入した補助対象機器が対象となるため、補助制度の周知及び制度を活用した省エネ家電の販売促進にご協力いただける「市内協力店舗」へ登録ください。

補助対象機器（補助金の交付対象となる省エネ家電）

省エネエアコン



省エネ冷蔵庫



- ◆ エアコン、冷蔵庫の統一省エネラベルの多段階評価点が星3以上（エアコン目標年度2027年度、冷蔵庫目標年度2021年度）

【要件】

- 補助対象機器の本体購入価格が10万円以上
 - ※ 設置工事費、消費税及び地方消費税、リサイクル処理に係る費用等は除く
- 市内の協力店舗で「買い換え」の目的で購入した場合（事前登録が必要）
- 既設機器を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき適正に処分していること。（下取り、売却は補助対象外）

補助金の額

補助金の額は、**5万円（1世帯につき補助対象機器いずれか1台）**

事前登録申請について

登録を希望される事業者は「（別紙）省エネ家電市内協力店舗登録申請書」に必要事項を記入の上、FAX又はEメールにて環境リサイクル課へ申請してください。

※ 登録は申請期間中であれば常時受け付けています。

【協力店舗の役割】

- 買い換えが要件となるため、既設機器を引き取る際に購入者に対して家電リサイクル券（排出者控え）の写しを発行いただきます。
- 補助対象機器の製品名、購入日、購入費用、店舗名を記載した領収書またはレシートを発行いただきます。
- 店頭における補助制度の周知
- 家電リサイクル券システムへの入会（無料）をお願いします。

八潮市役所 生活安全部 環境リサイクル課

電話：048-996-2111（内線338）

FAX：048-997-7669 Eメール：kankyo@city.yashio.lg.jp